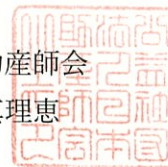


自民党看護問題対策議員連盟

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師の職能団体として次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針において、周産期医療体制や産後ケア事業の全国展開、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後の支援および児童期から思春期の健康教育として、発達段階に応じたプレコンセプションケアの推進等があげられています。こども家庭庁設置法案の概要において、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが示されています。

これら、国が目指す社会の実現のため以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. こども家庭庁において、母子の健康に関する様々な政策の企画立案、総合的調整を行う部門に課長職以上の助産師の看護系技官の配置をされたい。
2. 働く女性の健康増進に向け助産師を活用されたい。
3. 新たに創設される「性と健康の相談センター事業」の相談支援等の充実のため都道府県助産師会の活用を推進されたい。
4. 次世代を担う成長過程にある者へ、心身の健やかな育成のために「プレコンセプションケア」の推進、および「生命（いのち）」の安全教育に助産師を活用されたい。
5. 産後ケア事業の推進を図るため、国に「産後ケア事業推進検討会」の設置、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別の委託費の適正化を検討されたい。
6. 保健所・保健センターの母子保健事業の推進および充実に向け、専門職である助産師の配置を図られたい。

要 望 理 由

1. こども家庭庁において、母子の健康に関する様々な政策の企画立案、総合的調整を行う部門に課長職以上の助産師の看護系技官の配置をされたい。

こども家庭庁では、こどもとその家庭の福祉・保健等の支援に関して、各府省庁による行政の縦割りをなくし、切れ目なく、能率的に様々な支援がなされることが期待されており、関係機関との調整や施策について総合的な視点にたって所掌事務事項を実施していくことが必要となる。

助産師は、妊娠、出産、子育てに関する専門的知識のみならず、心身の発達過程にある者へ支援を行ってきており、医療という範囲を超えてこどもの福祉、保健等に関して、総合的、包括的に捉えることが可能な専門職である。

こども家庭庁に、課長職以上の助産師の看護系技官の配置をされたい。

2. 働く女性の健康増進に向け助産師を活用されたい。

職場生活において、女性の活躍推進が期待されているところである。

女性が自らの力を発揮し、ライフワークバランスをはかりながら、生き生きと活躍できる社会の実現のためには、職場における健康管理ならびに、相談支援体制の充実が不可欠である。第15回出生動向調査（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、不妊を心配したことがある夫婦は3組に1組を超え、これから子どもを持つつもりの方の7割超が就業している状況があり、職場におけるこれら相談体制の構築は急務である。また、職場における妊娠、出産、子育てに関する相談支援体制は、女性のみならず男性にとっても必要なものである。

働く女性の健康増進のための相談窓口として、助産師の活用を図られたい。

3. 新たに創設される「性と健康の相談センター事業」の相談支援等の充実のため都道府県助産師会の活用を推進されたい。

令和4年から、「性と健康の相談センター事業」が開始されるが、この事業では、女性の健康支援、特定妊婦に対する支援、若年妊婦等支援強化、不妊症・不育症への支援が盛り込まれている。これらの支援は、既に、助産師が実践を行っているところである（図1）。現在、これらの支援がそれぞれ独立して実施されている状況にあるが、一元的に実施されることによって、継続的、包括的な支援が可能となると考える。

日本助産師会、都道府県助産師会においては、これらの支援のための研修を継続的に実施しており、人材の育成を図っている。本事業の実施にあたっては、都道府県助産師会への一括委託など、都道府県助産師会の活用を推進されたい。



図1 2020年 都道府県助産師会相談事業実施件数

4. 次世代を担う成長過程にある者へ、心身の健やかな育成のために「プレコンセプションケア」の推進および「生命（いのち）」の安全教育に助産師を活用されたい。

我が国の年間出生数は、2020年では84万人まで減少してきている。これは生涯未婚率の上昇、女性の社会進出による晩婚化・出産年齢の高齢化が進んでいること等が要因の一つと考えられる。さらに、女性の生涯を通じた健康教育として、妊娠・出産に対する正しい知識普及・啓発が学校教育において不十分であることも要因となっている。

近年、性犯罪・性暴力の増加と被害の低年齢化が問題となっており、文部科学省においては、「生命（いのち）」の安全教育が推進されている。また、助産師は地域において性教育・思春期健康教育、妊活促進啓発事業など、成長発達段階に応じた「心と体の健康教育」を実施しており、本会会員助産師による実施件数は、年間、4000件を超えている。（図2）

子どもを持ちたい人が、安心して産み育てられる社会の実現を目指して、成長発達段階にある児童・生徒に向けて、性・生殖に関する教育等を実施すること、次世代を担う成長過程にあるものの心身の健やかな育成を目指し、「プレコンセプションケア」の推進、ならびに、「生命（いのち）」の安全教育に助産師を活用されたい。

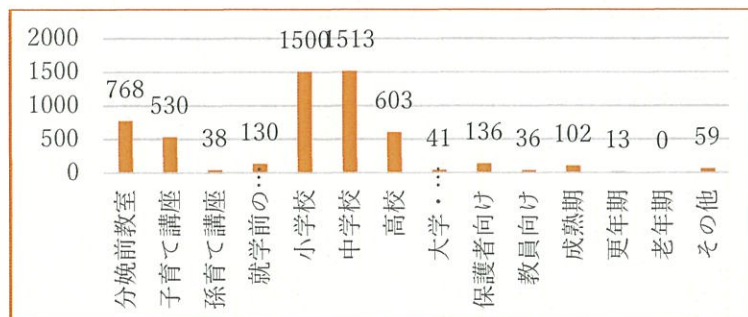


図2：2020年 都道府県助産師会の健康教育実施件数

5. 産後ケア事業の推進を図るため、国に「産後ケア事業推進検討会」の設置、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別の委託費の適正化を検討されたい。

1) 産後ケア事業の推進を図るために、国に「産後ケア事業推進検討会」の設置をお願いしたい。

令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられ、産後ケアを必要とするすべての母子が対象となり、市町村の努力義務とされた。産後ケア事業の市町村の活動実績は、令和2年度には1158となっているが、全国展開までには至っておらず、サービスの内容にも地域格差がある。母子の生活の場である地域において産後ケアが受けられる安心感は、出産や子育ての不安の軽減、母親の健康の維持、向上につながる。産後ケア事業のさらなる利用推進のために、市町村代表・病産院代表・助産師をはじめとする職能団体の代表等、産後ケア事業に関わる人々の話し合いができるよう、国に「産後ケア事業推進検討会」の設置をお願いしたい。

2) 産後ケア事業の推進に向け、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別の委託費の適正化を検討いただきたい。

産後ケア事業については、産科医・助産師の偏在により、事業実施市町村に事業委託が可能な施設等がない場合には、当該市町村外の病院・助産所等への事業委託をしている状況がある。この状況から同一施設で産後ケアを実施していても委託される市町村によって、その委託料は様々である状況が生じている。

総務省の行政評価報告書（「子育て支援に関する行政評価一産前・産後支援を中心として」）では、同一の施設に事業委託をする近隣の市町村が、その調整を行うことは市町村の負担となっていると報告されている。

また、市町村からの産後ケア事業委託費や利用者からの利用料だけでは、経営が成り立たない深刻な状況が持続しており、このままでは事業受託の継続が危ぶまれる。

さらに産後ケアの対象を1年までに延伸したことで、児の発育や安全面を考えた環境の整備（ベビーベッドの設置等）、見守りの人員配置、離乳食への対応等が必要となり、助産師一人ではできなくなってきている。

今後、産後ケア事業を推進するためには、市町村の負担軽減となるよう都道府県による委託先の一括調整、および委託費の格差が生じないための事業内容別の委託費の適正化を検討いただきたい。

6. 保健所・保健センターに母子保健事業の推進および充実に向け、専門職である助産師の雇用、活用を図られたい。

国では、保健所保健師について、感染症対策以外にも増員することとされている。育児の孤立による産後うつ、子どもへの虐待等の問題は、早急な解決が必要な重要課題であり、母子の心身に関する問題を包括的に捉え適切な支援が求められている。また、今般の新型コロナウイルス感染症陽性妊産婦の健康観察等については、保健所・保健センターに助産師の配属されていないことからその対応が困難な事例も見られている。

令和4年2月1日厚生労働省告示第24号、『地域保健対策の推進に関する基本的な指針』では、地域保健対策に係る人材の確保及び資質向上並びに人材確保支援計画策定に関する基本的事項の中に、「人材の確保」があげられ、専門的技術職員の計画的確保を推進、人的資源を最大限に活用すること等が記載されている。今後、母子やその家族への効果的および継続的支援の推進には、保健所・保健センターに母子保健に係る専門職である助産師の雇用、活用を図られたい。

以上